

特集 地域とともに 信頼を未来につなぐ 鴻巣の水

今、水道事業は 変化の時を迎えています

問い合わせ／経營業務課水道経理担当（内線3193）
水道課計画担当（内線3149）

市では、平成30年に策定した「鴻巣市水道事業ビジョン」を令和5年3月に改訂し、将来の水需要を見据えた水道施設の整備や水道法改正に伴う対応、SDGsやゼロカーボンシティへの取組みなどを盛り込み、少子高齢化や人口減少といった今後の社会の変化に対応するための施策を進めています。

本号では、生活に欠かせない重要なインフラの一つとして、これからも安全で安定的に水の供給を続けていくための取組みを紹介します。



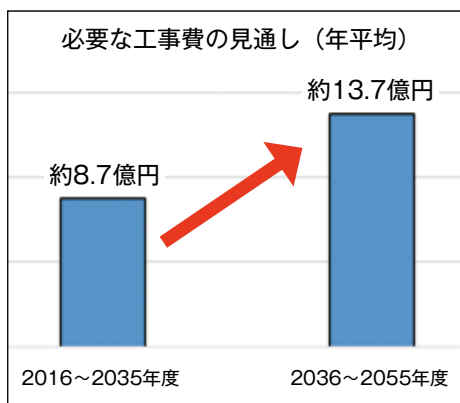
▲市HPで
水道事業ビジョン
公開中

施設・設備の老朽化への対応

本市の水道は、給水開始から60年が経過しました。事業の創設時や拡張時から使用している浄水場・配水管の多くが今後、更新時期を迎えます。

安定的な水の供給を持続するためには、施設・設備の計画的な更新や地震に備えた耐震化の工事が必要です。

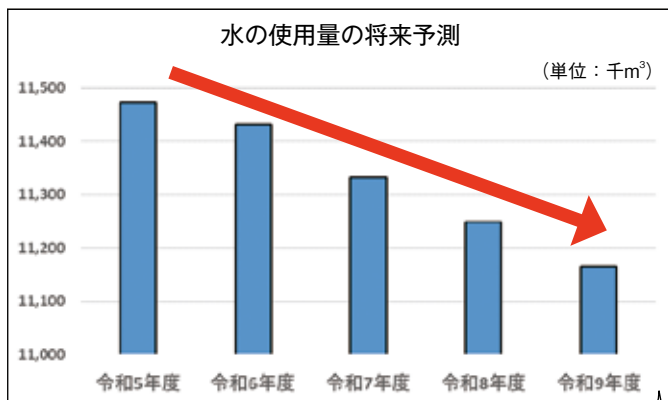
また、人口減少等により水需要も減少するため、将来の需要に応じた水道を考え、更新時には設備等の縮小を検討し、効率化を図ります。配水管の老朽度・耐震度・重要度を勘案して優先順位を付け、布設替工事を進めます。



収益を確保するために

人口減少や節水機器の普及等により、水道の使用量が減っているため、給水収益（水道料金）も減少していくことが見込まれます。

最近の電力費などの物価高騰が事業経営に与える影響は大きく、事業運営を継続するための適切な財源確保として、水道料金水準引き上げなどの検討をしていかなければなりません。



水の使用量が減るため、料金収入の確保が困難に



一緒に考えよう！水道のこと

生活に最も身近なインフラだからこそ、利用者である市民の皆さんに、水道のことをもっと知っていただき、一緒に水道の未来を考えましょう。

今後、水道に関するイベント等を通じて啓発活動を行い、情報発信していきますので、皆さんのご参加をお待ちしています。

▲10月1日(日)に上下水道フェアin天空の里を開催します。給水車による給水体験や水道クイズラリーなどを実施しますので、ぜひお越しください。

上下水道事業運営審議会(水道事業)の委員を募集します

任期／委嘱日(令和6年1月)～令和6年12月

対象／次のすべてに該当する方

- 市内在住で応募時の年齢が18歳以上
- 市の附属機関の委員を3つ以上務めていない
- 平日昼間の会議(5回程度)に出席できる
- 国又は地方公共団体の議員や職員でない

定員／3人程度

内容／水道料金の改定に関する調査及び審議

報酬／市の報酬及び費用弁償に関する条例による

選考／書類選考(結果は10月上旬に通知)

申込み／9月15日(金・必着)までに経營業務課・両支所に備えの申込書(市HPにもあります)に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で経營業務課水道経理担当(〒365-8601中央1-1・FAX577-8135・メールkeiei@city.kounosu.saitama.jp)

インボイス制度に対応します

10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されます。

水道料金等の請求について、9月から「使用水量のお知らせ(検針票)」と「納入通知書」を適格請求書として発行し、消費税額・税率・事業者登録番号を記載します。

なお、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料も水道事業が請求するため、登録番号は水道事業のみの記載となります。



適格請求書発行事業者登録番号 鴻巣市水道事業会計 T4800020002817

飲料水の備蓄をしましょう

災害による断水時には、指定避難所等で給水車による給水を行います。緊急給水体制が整うまでに時間がかかることが想定されますので、家庭での飲料水の備蓄をお願いします。



1人あたり1日に3リットルが必要といわれています

水道メーターの交換にご協力を

水道メーターは、計量法に基づき7～8年毎に新しいものと交換しています。該当の方には事前にお知らせを送り、市が委託した鴻巣市水道協同組合の業者が交換に伺います。交換作業中は一時的に水が使えなくなりますのでご協力をお願いします。